

新紙幣発行に便乗した詐欺に

ご注意ください

約20年ぶりとなる新紙幣の発行が7月に始まりましたが、これに便乗した詐欺行為の発生が予想されます。

予想されるトラブル

- ・「旧紙幣が使えなくなる」「その新紙幣は偽札だ」と言って交換を求められる。
- ・金融機関の職員を装った者が「旧紙幣を振り込んでくれれば新紙幣に交換する」などと言って、ATMで旧紙幣を振り込ませる。



消費者へのアドバイス

- 新紙幣発行後も、旧紙幣は使えます。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。決してお金を渡さないでください。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)  
 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時  
 ☎52-7974  
 富山県消費生活センター高岡支所  
 (高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)  
 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時  
 ☎25-2777  
 消費者ホットライン ☎1888



国民年金Q&A

会社を辞めたら届出は必要?

会社を退職したら、厚生年金保険の資格を喪失するため、20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きをしなければなりません。退職したことがわかる書類を会社から受け取り、市役所窓口で届出を行ってください。扶養になっていた配偶者の方も同様に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行ってください。

所から勤奨状によりお知らせします。送付された届書に必要事項を記入し、市役所窓口へ提出してください。

特例免除制度

退職し、世帯の所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用いただけます。申請の際は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等が必要です。

届出に必要な書類

- 厚生年金資格喪失連絡票(会社からもらうもの)
- 基礎年金番号のわかるもの、またはマイナンバーカード

※再就職が決まっている方でも、次の厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入することになりますので、届出を行ってください。

届出を忘れると…

転職や退職したことに伴って国民年金の届出が必要となっていないながら、未届出と思われる方には、年金事務

問合せ先

保険年金課 ☎51-6628  
 高岡年金事務所 ☎21-4180  
 (音声案内は②番→②番)



▲日本年金機構ホームページ